

第**61**回

定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日～2023年3月31日

開催
日時2023年6月15日(木曜日)
午後2時開催
場所東京都港区虎ノ門1丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー5階
虎ノ門ヒルズフォーラム

議案

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 役員報酬制度の改定に伴う、
社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

■ 第61回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	40
■ 計算書類	43
■ 監査報告書	46

株式会社 **ミスミグループ** 本社

証券コード: 9962

株主経営説明会および商品展示ブースは本年も中止とさせていただきます。また、ご来場された株主さまへのお土産の配布もございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 9962
2023年5月30日
(電子提供措置の開始日2023年5月22日)

株 主 各 位

東京都千代田区九段南1丁目6番5号
株式会社ミスミグループ本社
代表取締役会長 西本甲介

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.misumi.co.jp/ir/stock/syousyu.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスの場合は、「銘柄名（会社名）」欄に「ミスミグループ本社」または「コード」欄に「9962」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット）により行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月14日（水曜日）午後5時までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月15日（木曜日）午後2時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門1丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー5階 虎ノ門ヒルズフォーラム

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第61期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第61期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 役員報酬制度の改定に伴う、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- 郵送により議決権を行使される場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月14日（水曜日）午後5時まで
に到着するようご返送ください。
なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合
4頁の「インターネットによる議決権行使について」をご高覧のうえ、インターネットにより当社指定の
議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、2023年6月14日（水曜日）
午後5時までに議決権をご行使ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款に基づき、本書面には記載しておりません。
- ・事業報告の「新株予約権等に関する事項」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
- したがって、本書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会決議の結果は当社ウェブサイト（<https://www.misumi.co.jp/ir/stock/>）に掲載させていただく予定です。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席の場合



株主総会日時 **2023年6月15日（木曜日）午後2時開催**
(受付開始は午後1時を予定しております)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、こちらの「招集ご通知」をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限 **2023年6月14日（水曜日）午後5時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットにより行使される場合

行使期限 **2023年6月14日（水曜日）午後5時まで**

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

 議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>

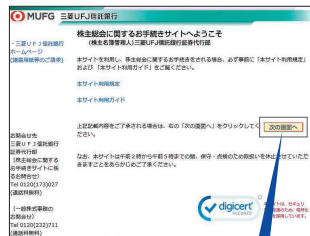
インターネットによる議決権行使について

当社指定の議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイトのご利用方法

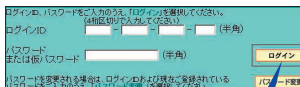
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使サイトにアクセスする



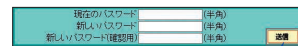
「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



入力して「ログイン」をクリック

3. 現在のパスワード欄に「仮パスワード」を入力後、「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



入力して「送信」をクリック

以降画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。
ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく、議決権行使
ウェブサイトにログインすることができます。
以降画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ご注意事項

- 郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

第1号議案 剰余金の配当の件

当社グループは、将来にわたって競争優位性を保ち、持続的成長と企業価値向上を実現するため、IT、生産、物流の事業基盤の強化やサプライチェーンの強靱化に積極的に取り組み、事業モデルを刷新し続けています。そのため、中長期的な視点での成長投資と株主の皆様への還元は、バランスを取りながら実施してまいります。

配当につきましては、経営基盤拡充、財務体質の強化、資本効率の向上なども勘案し、配当性向25%で実施しており、自己株式取得につきましては、手元資金、成長投資機会、株式市場の動向など状況に応じて、機動的に実施していきます。

当期の期末配当につきましても上記の基準に従い、以下のとおり1株当たり12.34円とさせていただきますと存じます。

なお、年間配当金は、2022年12月6日に実施した1株につき17.80円（総額5,062,231,481円）の間配当と合わせ、前期より2.90円減額の1株当たり30.14円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき12.34円 総額3,511,289,335円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月21日

第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役8名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。本議案の内容については、任意の指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）における審議を経て、取締役会において決定しております。

なお、本議案の取締役候補者がすべて選任された場合、取締役会は、8名の取締役（男性7名、女性1名）で構成され、うち3名が独立社外取締役となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社グループにおける地位および担当	取締役会への出席状況
1	にしもと こうすけ 西本 甲介	再任 代表取締役会長	14回／14回 (100%)
2	おおの りゅうせい 大野 龍隆	再任 代表取締役社長 株式会社ミスミ 代表取締役社長	14回／14回 (100%)
3	かなたに とも き 金谷 知樹	再任 常務取締役 株式会社ミスミ 中亜事業グループ統括 兼 アジア企業体 企業体社長	14回／14回 (100%)
4	しみず しげたか 清水 重貴	再任 常務取締役 株式会社ミスミ 日本企業体 企業体社長	14回／14回 (100%)
5	ジョ ショウジュン 徐 少淳	再任 取締役 ミスミ（中国）精密機械貿易有限公司 董事長 兼 総経理	11回／11回 (100%)
6	なかの よういち 中野 庸一	再任 社外取締役	14回／14回 (100%)
7	しみず あらた 清水 新	再任 社外取締役	14回／14回 (100%)
8	すせき ともはる 栖関 智晴	再任 社外取締役	14回／14回 (100%)

候補者番号

1

再任

にし もと こう すけ

西本 甲介

1958年3月1日生



■ 所有する当社の株式の数

10,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 カネボウ(株) 入社
1984年9月 (株)メイテック 入社
1995年6月 同 取締役
1996年7月 同 専務取締役
1999年11月 同 代表取締役社長
2003年4月 同 代表取締役社長 グループCEO
2014年4月 同 取締役会長
2015年6月 (株)インターワークス 社外取締役
2017年4月 同 代表取締役会長 兼 社長
2017年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役
2019年6月 同 取締役副社長
2020年2月 同 代表取締役会長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

西本甲介氏は、長年の企業経営者としての豊富な経験と日本の様々な製造業についての幅広い見識を有しております。これらの知見と経験を活かし、2019年6月より取締役副社長として、2020年2月からは代表取締役会長として、経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

再任

おお の りゅう せい

大野 龍隆

1964年10月1日生



■ 所有する当社の株式の数

460,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 (株)ミスミグループ本社 入社
2002年4月 同 執行役員
2007年6月 同 取締役執行役員
2008年10月 (株)駿河生産プラットフォーム 代表取締役社長
同 (株)ミスミグループ本社 取締役常務執行役員
2011年1月 駿河精機(株) 代表取締役社長
2013年1月 (株)ミスミグループ本社 専務取締役
2013年12月 同 代表取締役社長
同 (株)ミスミ 代表取締役社長(現任)
2014年6月 (株)ミスミグループ本社 代表取締役社長 CEO
2020年2月 同 代表取締役社長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

大野龍隆氏は、当社代表取締役社長としてミスミグループをグローバル企業として更なる成長に導き、中長期的な企業価値向上に向けた戦略の策定と実現を図ってまいりました。また、当社グループの事業、オペレーション、生産など、これまでの幅広い分野における経験と知見を活かし経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

再任

かな たに とも き

金谷 知樹

1967年10月20日生



■ 所有する当社の株式の数

9,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 勸角証券(株) 入社
1992年4月 (株)佐渡島 入社
2000年6月 (株)ミスミグループ本社 入社
2015年12月 (株)ミスミ 中国企業体 CEO
2018年4月 同 中国企業体 企業体社長
2020年7月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員
2020年10月 (株)ミスミ 中亜事業グループ統括(現任)
2021年6月 (株)ミスミグループ本社 常務取締役(現任)
2023年1月 (株)ミスミ アジア企業体 企業体社長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

金谷知樹氏は、当社グループの営業基盤の強化を行うなど当社グループ事業に長く携わり、2015年12月より当社グループの中国企業体の責任者として、リーダーシップを発揮し、最大の海外市場である中国市場におけるミスミグループの成長を牽引してまいりました。また、2020年10月より中亜事業グループ統括として組織を牽引しております。これらの知見と経験を活かし、業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

再任

し みず しげ たか

清水 重貴

1971年11月28日生



■ 所有する当社の株式の数

34,300株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月 大倉商事(株) 入社
1999年4月 (株)ミスミグループ本社 入社
2015年12月 (株)ミスミ アジア企業体 CEO
2018年4月 同 アジア企業体 企業体社長
2020年7月 (株)ミスミグループ本社 常務執行役員
2020年10月 (株)ミスミ IM企業体 企業体社長
2021年6月 (株)ミスミグループ本社 常務取締役(現任)
2022年4月 (株)ミスミ 日本企業体 企業体社長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

清水重貴氏は、当社グループの中国事業の立上げの中核を担うなど当社グループ事業に長く携わり、2015年12月よりアジア企業体の責任者としてリーダーシップを発揮し、アジア市場におけるミスミグループの成長に貢献してまいりました。また、2022年4月より日本企業体社長として組織を牽引しております。これらの知見と経験を活かし、業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者としたしました。

候補者番号

5

再任

ジョ ショウ ジュン
徐 少 淳
1964年1月28日生



■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年9月 中国・上海商業局 財務処
1996年9月 伊藤忠(中国)集团有限公司 中国投資部主任
1998年8月 パナソニック電工(中国)有限公司 財務部長
2012年5月 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 入社
2017年4月 (株)ミスミ 中国企業体 執行役員
同 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 総経理
2021年10月 (株)ミスミ 中国企業体 執行役員常務
同 ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司 董事長 兼 総経理(現任)
2022年6月 (株)ミスミグループ本社 取締役(現任)
同 (株)ミスミ 中国企業体 企業体副社長(現任)

■ 取締役候補者とした理由

徐少淳氏は、中国の官庁および複数の日本企業の中国事業の経験を経て、当社グループの中国における現地法人であるミスミ(中国)精密機械貿易有限公司に入社しました。2017年4月からは同社総経理、2021年10月からは同社董事長としてリーダーシップを発揮し、最大の海外市場である中国市場におけるミスミグループの成長に貢献してまいりました。これらの知見と経験を活かし、グローバル視点での業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

再任

社外

なか の よう いち
中 野 庸 一
1960年4月26日生



■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年5月 世界銀行グループ 国際金融公社 投資本部 入社
1996年6月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン 入社
2003年6月 縄文アソシエイツ(株) エグゼクティブ サーチコンサルタント
2011年8月 ハイドリック・アンド・ストラグルズ ジャパン合同会社
リーダーシップ・コンサルティング部門 パートナー
2013年1月 同 エグゼクティブ・サーチ部門 パートナー
2016年2月 (株)中庸 代表取締役社長(現任)
2019年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中野庸一氏は、2019年6月より、当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有するグローバルでの金融、コンサルティング、エグゼクティブ・サーチなど様々な業種での豊富な経験と経営者の人材開発についての幅広い見識を活かし、当社グループ経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

7

再任

社外

しみず
清水 新

1972年6月1日生



■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月 アクセンチュア(株) 入社
 2005年9月 同 エグゼクティブパートナー
 2015年7月 同 戦略コンサルティング本部 統括本部長 執行役員
 2017年3月 シーオス(株) 代表取締役副社長 COO
 2017年6月 (株)インターワークス 社外取締役(現任)
 2017年9月 (株)トラスト・テック
 (現 (株)オープンアップグループ) 社外取締役(現任)
 2020年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)
 2021年6月 (株)ピー・アンド・イー・ディレクションズ 取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

清水新氏は、2020年6月より、当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有する長年の戦略コンサルタントおよび経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループ経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

再任

社外

すせきともはる
栖関 智晴

1957年2月18日生



■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 住友電気工業(株) 入社
 1997年1月 (株)レイケム 取締役
 2001年11月 タイコエレクトロニクスレイケム(株) 代表取締役
 2003年4月 (株)ディーアンドエムホールディングス 執行役員
 2004年11月 (株)OCC 代表取締役社長 兼 CEO
 2007年3月 スミダコーポレーション(株) 執行役員 COO
 2010年9月 同 代表執行役員社長
 2020年3月 同 取締役
 同 同 リスクマネジメント委員会議長
 2021年3月 同 指名委員 兼 報酬委員
 2021年6月 (株)ミスミグループ本社 社外取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

栖関智晴氏は、2021年6月より、当社の社外取締役として積極的に意見、助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループ経営を監督いただいております。引き続き、同氏が有するエレクトロニクス業界を中心とした複数のグローバル企業における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの経営の強化に向け適切な助言および監督を行っていただくことが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、すべての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者中野庸一、清水新および栖関智晴の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
- (2) 当社は、取締役候補者中野庸一、清水新および栖関智晴の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (3) 社外取締役に就任してからの年数について
- ①中野庸一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2019年6月から本株主総会終結の時をもって約4年間であります。
- ②清水新氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2020年6月から本株主総会終結の時をもって約3年間であります。
- ③栖関智晴氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2021年6月から本株主総会終結の時をもって約2年間であります。
- (4) 社外取締役の取締役会出席状況について
- ①中野庸一氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ②清水新氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ③栖関智晴氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社と中野庸一、清水新および栖関智晴の各氏との間においては責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 指名・報酬委員会について
- 当社は任意の委員会として、取締役の評価・報酬の決定および選解任、ならびに、代表取締役の後継者計画等について審議を行う指名・報酬委員会を設置しております。各社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社の指名・報酬委員会は、独立社外取締役が過半数を占める構成となる予定であります。
6. (株)ミスミグループ本社は、1989年5月に三住商事(株)から(株)ミスミへ商号変更し、2005年4月に(株)ミスミから(株)ミスミグループ本社へ商号変更しております。また、現(株)ミスミは、2005年4月に現(株)ミスミグループ本社から会社分割の方法により全事業を承継して設立されたものであります。
7. (株)駿河生産プラットフォームは、2011年1月に駿河精機(株)から(株)駿河生産プラットフォームへ商号変更しております。また、現(株)駿河精機(株)は、2011年1月に現(株)駿河生産プラットフォームから会社分割の方法により同社の光関連機器、F A関連部品等の販売事業であるO S T事業を承継して設立されたものであります。

(ご参考)

取締役および監査役のスキル・マトリックス

当社グループの経営戦略に照らして取締役および監査役が備えるべきスキル等を特定した上で、各取締役・監査役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成し、開示しております。

第2号議案が可決承認された場合、当社の取締役会および監査役会は以下のスキルを有するメンバーにより構成されることとなります。

取締役会の構成

氏名	地位	企業経営	事業戦略	グローバル (海外事業統括、 現法マネジメント等)	DX・IT	製造・ オペレーション (物流・CS等)	組織・ 人事戦略	財務・会計	法務・ ガバナンス・ リスクマネジメント
西本 甲介	代表取締役	○	○				○	○	○
大野 龍隆	代表取締役	○	○	○	○	○			
金谷 知樹	取締役		○	○	○	○			
清水 重貴	取締役		○	○	○	○			
徐 少淳	取締役			○			○	○	○
中野 庸一	社外取締役	○		○			○	○	
清水 新	社外取締役	○	○		○	○			
栖関 智晴	社外取締役	○		○		○			○
和田 高明	常勤監査役			○		○	○		
野末 寿一	社外監査役			○					○
青野 奈々子	社外監査役	○						○	

※男性9名／女性2名、日本国籍10名／外国籍1名

第3号議案

役員報酬制度の改定に伴う、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年6月13日開催の第52回定時株主総会において、①年額11億円以内（うち、社外取締役4千万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分の給与及びストック・オプションとしての新株予約権を含まない。）と、またこれとは別枠で、②当社取締役（社外取締役を除く）に対する退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）（年額2億2千万円以内かつ年間9万株以内）および③中期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）（年額6億3千万円以内かつ年間20万株以内）とご承認いただき、②および③については、法改正への対応のため、2021年6月17日開催の第59回定時株主総会において同内容で改めてご承認をいただいております。

引き続き取締役の中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株式の長期の保有により株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」とします。）に対して、上記①の報酬枠とは別枠で、上記②および③を廃止し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬としての金銭債権の総額は、上記②および③の合計額と同額の年額8億5千万円以内といたします。また、各取締役への具体的な配分については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（後記改定後のもの）のとおり決定することといたします。なお、当該配分は、業績および個人評価に応じて変動し、年度によっては全く支給しないこともあり得ます。

当社の現在の取締役は8名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認された場合も、取締役の員数に変更はありません。

<対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限>

(1) 譲渡制限付株式の割当て

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額8億5千万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

なお、1株あたりの払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定するものといたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること、および下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給するものといたします。

(2) 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において対象取締役に対して発行または処分する当社の普通株式の総数は50万株を上限といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該総数を合理的に調整するものいたします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

上記による当社の普通株式の発行また処分に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものいたします。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものいたします（以下「譲渡制限」という。）。

②譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものいたします。

③マルス/クローバック条項

当社は、対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該対象取締役の報酬（受益権含）を没収または返還請求する可能性がある旨の条項を定めるものいたします。

④組織再編等における取扱い

上記①の規定にかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものいたします。

なお、上記（2）に定める譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数（2023年3月31日現在）に占める割合は0.18%程度と希薄化率は軽微です。

本議案における報酬額の上限、譲渡制限付株式の上限その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記目的、当社の業況、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（後記改定後のもの）、上記の希薄化率、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、当社は、本議案をご承認いただくことを条件に、2023年5月18日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議しており、その内容は下記に記載のとおりであります。

記

(ご参考) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合）

1. 役員報酬の基本方針および構成

当社は取締役の報酬等の額に関して、過去の経験、市場水準とその貢献に照らして妥当な報酬を付与することを方針とする。具体的には、取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」、長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式」の3つで構成する。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみの支給とする。

(1) 基本報酬

基本報酬については、各取締役の役割と職位に応じて金額を決定し、市場水準等を勘案し、月例の固定報酬として支給する。

(2) 業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高める目的で、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を総合的に勘案の上、各取締役の報酬額を決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給する。

(3) 長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）

長期インセンティブ報酬は、中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高める目的で譲渡制限付株式とする。譲渡制限付株式は、各取締役の個人評価に基づき付与数を決定した上で、毎年一定の時期に付与するものとし、その譲渡制限は、取締役が、当社、当社子会社または当社関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失することをもって解除するものとする。

ただし、譲渡制限付株式の付与に制約がある場合は、譲渡制限付株式の付与に代えて、金銭を支給することとする。

2. 基本報酬、業績連動報酬、長期インセンティブ報酬の額の割合

当社の取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境、職責および中長期的なインセンティブ等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、適切に設定する。なお、業績連動報酬の額と長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）の付与数は、業績および個人評価に応じて変動し、年度によっては全く支給しないこともあり得る。

3. 取締役の個人別の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬その他報酬に関する事項については、代表取締役が報酬案を作成の上、社外取締役および代表取締役で構成される指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）にて、各委員の合議の上、決定することとする。なお、長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）については、同様の手続きでの指名・報酬委員会における決定に加えて、取締役会で発行の決議を行う。

4. 役員報酬返還条項

取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該役員の報酬（受益権含）を没収または返還請求する場合がある。

以 上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染による影響を受け、中国では期初のロックダウンや下期における感染再拡大などにより経済活動が停滞し、需要低迷の状況が継続しました。その他の海外地域ではインフレ等の影響を受け、下期にかけて需要が次第に減速しましたが、欧米は成長を維持できました。一方、日本においては、中国不振の影響や工場稼働率低迷などにより、自動車関連需要を中心に総じて低調に推移しました。

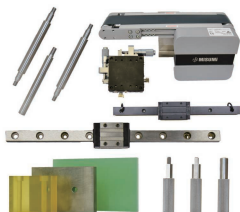
こうした環境において、当社グループはメーカー事業と流通事業を併せ持つユニークな業態を活かしながら、これを支える事業基盤をグローバルで進化させ、顧客の确实短納期ニーズに応えることで世界の製造業を中心とした自動化関連産業に貢献しています。

これまで当社が築いてきたIT、生産、物流の強固な事業基盤やグローバル拠点網を活用し、顧客の需要を的確に捉えることに尽力しましたが、期初中国におけるロックダウンや下期にかけてグローバルで設備投資需要低迷の影響を強く受けました。

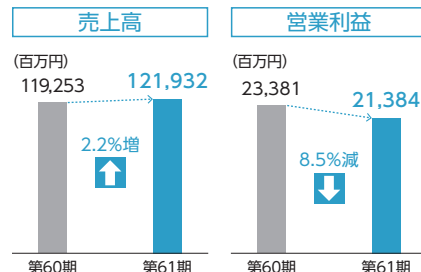
この結果、需要減速の影響を受けましたが、為替効果もあったため、連結売上高は373,151百万円(前年同期比1.9%増)となりました。利益面につきましては、売上数量減および新基幹システム導入に関わる費用の増加により、営業利益は46,615百万円(前年同期比10.7%減)、経常利益は47,838百万円(前年同期比8.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は34,282百万円(前年同期比8.7%減)となりました。

報告セグメントの業績

F A 事業



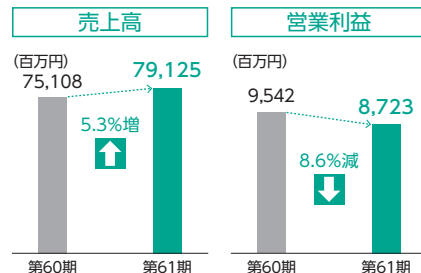
F A 事業は、欧州や米州において成長が継続したものの、中国や日本の需要が低迷し、売上高は121,932百万円（前年同期比2.2%増）、営業利益は21,384百万円（前年同期比8.5%減）となりました。



金型部品事業



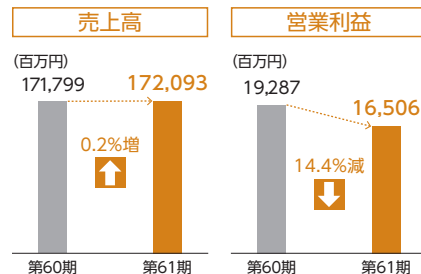
金型部品事業は、グローバルで自動車関連設備投資の後ろ倒しや工場稼働の低下により、中国やアジアを中心に低調に推移し、売上高は79,125百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益は8,723百万円（前年同期比8.6%減）となりました。



VONA 事業



VONA 事業は、ミスブランド以外の他社製品も含めた製造・自動化関連設備部品、MRO（消耗品）等間接材を販売するミスグループの流通事業です。欧州や米州は堅調なEV関連の需要がけん引し、引き続き成長しましたが、中国や日本は工場稼働率低下等の影響が大きく、売上高は172,093百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は16,506百万円（前年同期比14.4%減）となりました。



(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、全体で13,625百万円でした。その主な内容はシステム関連投資、生産設備投資および物流拠点投資であります。これらに要する資金は自己資金にて充当しております。なお、設備の売却、除却等については重要なものではありません。

(3) 対処すべき課題

世界経済および日本経済は、アフターコロナの市場構造転換およびグローバルサプライチェーンの地域ブロック化がさらに進展する中、今後も不透明な経営環境が続くものと想定しています。一方で、産業界では様々な社会課題を見据えて自動化の需要はグローバルで一層の高まりが期待されます。

当社では、こうした顧客のニーズに対応すべく、今後もIT、生産、物流の事業基盤を進化させ、「グローバル确实短納期」にさらに磨きをかけてまいります。

また、より成長性・収益性の高い地域・事業・サービスへの集中を加速するとともに、競争環境の変化や地政学リスクなどを見据えてモデルの革新に取り組めます。

①事業領域の拡大とグローバル展開

当社グループは、メーカー事業と流通事業を併せ持つ強みを最大限に発揮し、事業領域の拡大とグローバル展開を加速させています。メーカー事業では、F A事業、金型部品事業をグローバルで展開。従来のカatalog・WEBに加え3D CADシステムに連携したサービスの提供を通じ、顧客の設備設計、調達プロセスを大幅に短縮させ、利便性の向上に貢献しています。

流通事業においては、VONA事業として他社ブランドを含めた商品領域を拡大させると同時に、当社顧客需要・特性に適した独自の品揃え・サービスによりグローバル展開の加速を強力に推進しています。こうした取り組みを通じて、グローバルでの顧客基盤の継続的な強化・拡大を図り、今後の持続的成長を実現してまいります。

②事業モデルの革新

事業モデルを革新し競争優位性を構築すべく、IT、生産、物流の事業基盤の強化に取り組んでいます。中でも、当社事業モデルの心臓部である基幹システムを抜本的に切り替えるためのIT強化投資は継続的に実行しています。

また、グローバルの顧客ニーズに対応するため、事業モデルを各地域・国で進化させていくことが求められています。そのために、各地域・国の市場の特性に合わせた商品・サービス開発や、IT、生産、物流の事業基盤の強化、サプライチェーンの強靱化などを進めてまいります。

引き続き、事業モデルの革新を継続することで、「グローバル确实短納期」の更なる進化を図ります。

③社会の持続的発展への貢献

当社グループの事業ドメイン、インダストリアル・オートメーション産業は、様々な社会活動の自動化・省力化などを実現し、社会の持続的発展に不可欠な存在です。

当社グループはお客さまに「确实短納期」と「ムダな工数削減」による「時間価値」を提供しています。お客さまの「時間革新」を通じ、社会の持続的発展に向けた循環の確立と推進に貢献し、自社の成長にもつなげてまいります。

当社グループでは、社員一人一人の挑戦が「時間価値」の向上を果たし、それによってお客さまが栄え、社会が栄え、さらに社員も栄える成長の連鎖、すなわち社員の挑戦を起点とした成長連鎖経営を志向します。

当社グループのサステナビリティに関する考え方、推進体制、重要課題、取り組みについては、次頁以降をご参照ください。

(ご参考)

サステナビリティに関する考え方

当社グループ事業の対象は、インダストリアル・オートメーション産業です。顧客・サプライヤーの「あらゆるムダの排除」により同業界の非効率解消に貢献しています。インダストリアル・オートメーション産業は様々な社会活動の自動化・省力化などを実現し、社会の持続的発展に不可欠なものとして寄与しています。社会の持続的発展が産業界の需要を創出し、それは当社グループにとって新たな機会の創出にも繋がります。

当社グループはこの循環の確立に貢献することで社会、産業界の持続的発展を支え、当社グループ自身の持続的成長に繋げていきたいと考えています。

●自社のサステナビリティへの取り組み

当社グループは、インダストリアル・オートメーション産業のトータルサプライチェーン、トータルビジネスプロセスにおける非効率を「時間」を切り口に解消することで同業界の発展に貢献しています。グローバルで30万社を超えるお客さまにサービスを提供するサプライチェーンを構築し、「確実短納期」を実現することで産業界の様々なムダや工数を削減する「時間価値」を提供しています。この時間価値を継続的に向上させるために、事業、商品、サービスなどのビジネスモデルを常に進化・発展させるとともに、それらを支えるIT、生産、物流等の事業基盤強化、人材基盤構築に取り組んでいます。

●インダストリアル・オートメーション産業の持続的成長を支える取り組み

自動化設備・装置の部品は一品一様であり、図面制作から見積もり、部品の加工、調達まで、煩雑な手間と長い納期を必要とする等、そのプロセスには極めて非効率な業務が散在します。当社グループは、自動化設備・装置に使う受注製作部品を規格化することで図面作成を不要にする等、お客さまの非効率業務にかかる時間を大幅に削減しています。また、部品一個からでも確実に納期を遵守する確実短納期をグローバルで実現することにより、不要な在庫を削減し、生産・稼働機会ロスなどを解消しています。さらに、3D CAD連携のデジタルサービス提供により、調達プロセスにかかるムダ・工数を約9割削減することで様々なエネルギー消費量を低減するとともに、紙図面を不要にする等、資源の有効活用促進にも寄与しています。

当社グループは、インダストリアル・オートメーション産業の「時間革新」を通じ、社会の持続的発展に貢献し続けています。

●社会の持続的発展への貢献

当社グループは、事業展開そのものを通して、インダストリアル・オートメーション産業界の資源投入量・消費量を削減する付加価値を提供しています。顧客・サプライヤーのあらゆる「ムダ」を根本的に排除することによって、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄経済から循環型経済への移行加速に貢献します。

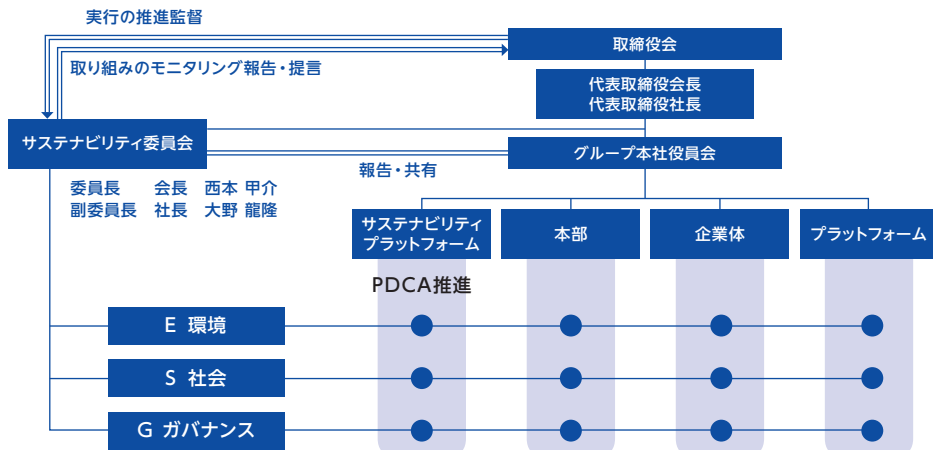
そのため、当社グループは社会要請であるESG推進に積極的に適応し、事業活動を通して、地球温暖化防止などの気候変動対策に取り組んでいます。自社に加え、顧客、サプライヤーが関係する各国の文化や歴史、人権、人材の多様性を尊重するとともに、ステークホルダーの皆様と連携し、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

サステナビリティ推進体制

当社グループはサステナビリティへの一層の取り組みを強化するため、代表取締役会長を委員長、代表取締役社長を副委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し社会課題に対する取り組みを推進し、取締役会に報告・提言を行っています。

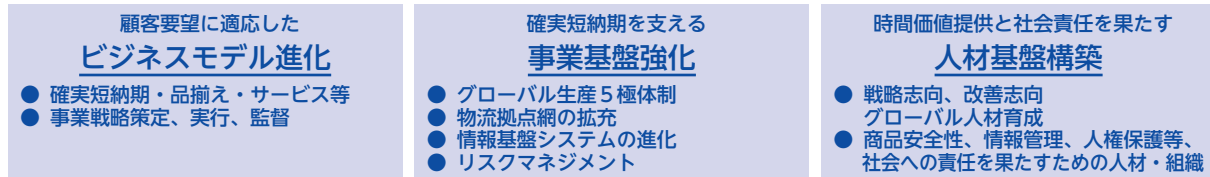
サステナビリティ経営をグループ全社で横断的に推進するため、サステナビリティプラットフォームを常設組織として持ち、グループの執行組織である本部・企業体・プラットフォームと連携して、ESGに関する目標設定・進捗状況のモニタリング、評価等を行い、サステナビリティへの取り組みを継続展開しています。

サステナビリティマネジメント体制



サステナビリティにおける重要課題

当社グループは顧客時間価値を継続的に向上させ、事業活動を持続的に成長させるための3つの重要課題を特定しています。



事業、商品、サービスなどのビジネスモデルを常に進化・発展させるとともに、それらを支えるIT、生産、物流等の事業基盤強化、人材基盤構築に取り組んでいます。

サステナビリティに関する取り組み

●気候変動対応

当社グループは事業活動を通して、地球温暖化防止などの気候変動対策に取り組んでいます。

2021年9月にTCFD提言への賛同、「TCFDコンソーシアム」への参画を表明し、2022年3月には気候変動の影響が大きいメーカー事業を中心に、1.5℃/2℃シナリオ、および4℃シナリオに基づく分析を実施し、各々のシナリオへの移行リスク・物理リスク・機会の特定、事業インパクトの評価について情報開示をしました。

また2050年のカーボンゼロを実現するために、2030年度の温室効果ガス排出量（スコープ1およびスコープ2）を、2020年度対比で42%削減する目標を設定いたしました。この目標を達成するために、当社グループでは、これまで進めてきた省エネルギー活動を一層推進します。

●人権の尊重

当社グループでは、人権の尊重をすべての活動の基本原則と考え、事業に関わるすべての人々の人権を尊重しています。「ミスミグループ人権方針（以下「人権方針」）」を定め、常に国際社会と協調した経営や行動に努めております。

「人権方針」では、当社グループが重点的に取り組むべき人権課題を特定し、適切に対処しています。

当社グループは、全ての社員に「人権方針」を周知徹底するとともに、仕入先等のビジネスパートナーに対しても理解・支持をいただくよう努めています。また、当社グループは、人権リスクを評価・特定し、その人権リスクを防止または軽減する施策を実施します。

人権方針の詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

(https://www.misumi.co.jp/assets/img/esg/social/misumi_humanright.pdf)

●サプライチェーンマネジメント

当社グループは「サステナブル調達ガイドライン」を策定いたしました。また、同ガイドラインについて主要仕入先に対して合意を促すとともに、温室効果ガス排出量をはじめとする環境活動の取り組み、人権の尊重、安全衛生の推進および管理体制構築状況を確認するアンケートを依頼し実態調査を行うなど、協調して持続可能な調達活動の向上を図っております。

今後もサプライチェーン全体を視野に入れて、リスク・機会の定量的把握と実質的な対応策の立案・実行を進めてまいります。

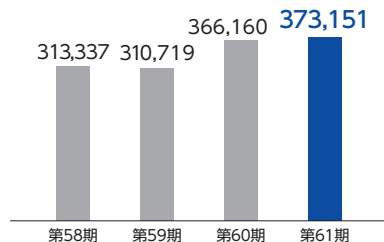
(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第58期 (2020年3月期)	第59期 (2021年3月期)	第60期 (2022年3月期)	第61期 (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	313,337	310,719	366,160	373,151
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	16,504	17,138	37,557	34,282
1株当たり当期純利益 (円)	58.18	60.36	132.15	120.53
総 資 産 (百万円)	264,684	288,921	347,390	378,458
純 資 産 (百万円)	211,630	233,569	279,959	314,224

(注) 第60期(2022年3月期)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

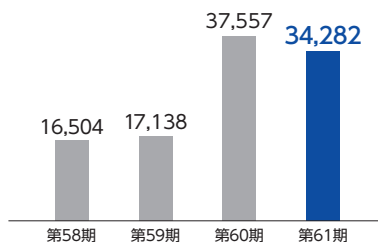
売上高

(百万円)



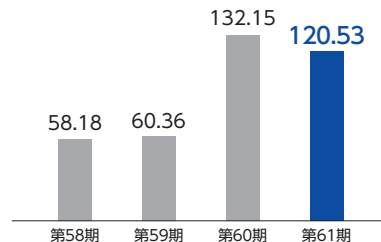
親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



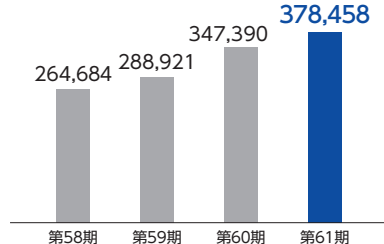
1株当たり当期純利益

(円)



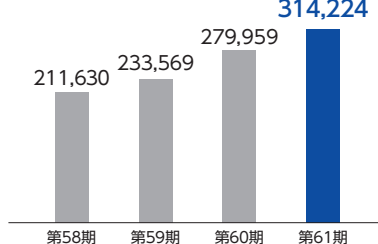
総資産

(百万円)



純資産

(百万円)



(5) 主要な事業内容

F Aなどの自動機の標準部品を主に扱うF A事業、自動車や電子・電気機器などの金型部品を主に扱う金型部品事業、流通事業として、ミスミブランド以外の他社商品も含めた製造・自動化関連設備部品、M R O（消耗品）等の間接材を販売するV O N A事業で構成されております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ミスミ	百万円 850	100.0%	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
駿河精機株式会社	百万円 100	100.0%	F A事業
株式会社駿河生産プラットフォーム	百万円 491	100.0%	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司	千RMB 587,328	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
SURUGA SEIKI (NANTONG) CO., LTD.	千RMB 624,769	100.0% (100.0%)	F A事業
MISUMI KOREA CORP.	千KRW 700,000	100.0%	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
SAIGON PRECISION CO., LTD.	千US\$ 95,200	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	千THB 118,805	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
MISUMI USA, INC.	千US\$ 4,900	100.0% (100.0%)	V O N A事業
Dayton Progress Corporation	千US\$ 348	100.0% (100.0%)	金型部品事業
MISUMI Europa GmbH	千EUR 6,500	100.0% (100.0%)	F A事業 金型部品事業 V O N A事業
Dayton Progress-Perfuradores Lda	千EUR 400	100.0% (100.0%)	金型部品事業

(注) 1. 上記を含め、連結子会社数は51社、持分法適用会社数は2社であります。

2. 「当社の出資比率」の欄の(内書)は間接所有であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
株式会社ミスミ	東京都千代田区九段南1丁目6番5号	25,295百万円	105,672百万円

(7) 主要な営業所および事業所

会社名	所在地
当社（本社）	東京都千代田区
株式会社ミスミ	東京都千代田区
駿河精機株式会社	静岡県静岡市
株式会社駿河生産プラットフォーム	静岡県静岡市
ミスミ(中国)精密機械貿易有限公司	中国 上海
SURUGA SEIKI (NANTONG) CO., LTD.	中国 南通
MISUMI KOREA CORP.	韓国 ソウル
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナム ホーチミン
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨン
MISUMI USA, INC.	米国 イリノイ
Dayton Progress Corporation	米国 オハイオ
MISUMI Europa GmbH	ドイツ フランクフルト
Dayton Progress-Perfuradores Lda	ポルトガル アルコバサ

(8) 従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減数(名)
11,804	38 減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 派遣社員等の臨時従業員数を含む 2023年3月末時点の人員数は12,737名であります。

(9) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関とコミットメントライン契約（融資限度額150億円）を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,020,000,000株
(2) 発行済株式の総数 284,545,327株 (自己株式130,070株を除く)
(3) 株 主 数 7,005名
(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	60,720	21.3
株式会社日本カストディ銀行	22,448	7.9
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	14,316	5.0
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	8,611	3.0
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	5,553	2.0
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	5,248	1.8
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	4,881	1.7
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,775	1.7
GIC PRIVATE LIMITED - C	4,287	1.5
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	4,109	1.4

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (130,070株) を控除して計算しております。
2. 持株比率のパーセントは、小数点第2位以下を四捨五入しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	西本甲介	
代表取締役社長	大野龍隆	株式会社ミスミ 代表取締役社長
常務取締役	金谷知樹	株式会社ミスミ 中亜事業グループ統括 兼 アジア企業体 企業体社長
常務取締役	清水重貴	株式会社ミスミ 日本企業体 企業体社長
取締役	徐少淳	ミスミ（中国）精密機械貿易有限公司 董事長 兼 総経理 株式会社ミスミ 中国企業体 企業体副社長
取締役	中野庸一	株式会社中庸 代表取締役社長
取締役	清水新	株式会社インターワークス 社外取締役 株式会社オープンアップグループ 社外取締役 株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 取締役
取締役	栖関智晴	
常勤監査役	和田高明	株式会社駿河生産プラットフォーム 監査役 駿河精機株式会社 監査役
監査役	野末寿一	弁護士（静岡のぞみ法律特許事務所） 静岡ガス株式会社 社外取締役 レック株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社赤阪鐵工所 社外取締役
監査役	青野奈々子	株式会社GEN 代表取締役社長 日本製紙株式会社 社外監査役 株式会社明光ネットワークジャパン 社外取締役（監査等委員）

- (注)1. 取締役中野庸一、清水新および栖閑智晴の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役野末寿一および青野奈々子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役野末寿一氏は、弁護士の資格を有しております。
 4. 監査役青野奈々子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役中野庸一、取締役清水新、取締役栖閑智晴、監査役野末寿一および監査役青野奈々子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

①取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (ストック・ オプション)	
取締役 (うち社外取締役)	617 (34)	271 (34)	63 (-)	282 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	38 (16)	38 (16)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計	656	310	63	282	14

②業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。業績連動報酬等の額は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高めるため、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を算定の基礎としており、これらを総合的に勘案の上、各取締役の報酬額を決定しております。当連結会計年度における業績指標の実績は、連結経常利益については連結損益計算書(41頁)に、配当額については参考書類第1号議案(5頁)に記載のとおりであります。

③非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に對してストック・オプションを交付しております。当事業年度において付与したストック・オプションの概要は、以下のとおりです。

名称	第44回新株予約権	第45回新株予約権
発行決議日	2022年6月30日	2022年6月30日
付与対象者の人数	社外取締役および外国籍取締役を除く 当社取締役4名	社外取締役および外国籍取締役を除く 当社取締役4名
新株予約権の数	148個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は 100株)	999個 (新株予約権1個につき目的となる株式数は 100株)
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的 となる株式の数	14,800株	99,900株
新株予約権の行使 時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使 期間	2022年7月16日～2052年7月15日	2025年7月15日～2032年7月14日
新株予約権の主な 行使条件	<p>イ. 取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>	<p>イ. 取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。</p> <p>ロ. 上記イ. 以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。</p>

(注) 当事業年度以前に付与したストック・オプションの概要については、第61回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）の「事業報告 新株予約権等に関する事項」をご参照ください。

④取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬の額は、2014年6月13日開催の第52回定時株主総会において年額11億円以内（うち社外取締役4千万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与およびストック・オプションとしての新株予約権は含んでおりません。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。

また、当該報酬とは別枠で2021年6月17日開催の第59回定時株主総会において、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションAプラン）の額を年額2億2千万円以内、中期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションBプラン）の額を年額6億3千万円以内と決議しております（いずれも社外取締役は付与対象外です。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）であります。

当社監査役の報酬等の額は、1993年6月28日開催の第31回定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日の取締役会において取締役の個人別の報酬等に係る決定方針（以下「決定方針」という）を定めており、その内容は下記のとおりであります。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で合議により具体的な決定を行っているため、取締役会としても当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

記

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 役員報酬の基本方針および構成

当社は取締役の報酬等の額に関して、過去の経験、市場水準とその貢献に照らして妥当な報酬を付与することを方針とする。具体的には、取締役の報酬は、定額の「基本報酬」と、会社業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」と、非金銭報酬としての「ストック・オプション」の3つで構成する。なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみの支給とする。

(1) 基本報酬

基本報酬については、各取締役の役割と職位に応じて金額を決定し、市場水準等を勘案し、月例の固定報酬として支給する。

(2) 業績連動報酬（賞与）

業績連動報酬は、連結会計年度毎の会社業績への貢献意欲を高める目的で、各連結会計年度の連結経常利益および配当額等を総合的に勘案の上、各取締役の報酬額を決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給する。

(3) 非金銭報酬（ストック・オプション）

非金銭報酬は、中長期的な業績および企業価値向上への貢献意欲を高める目的でストック・オプションとし、退任時報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションAプラン）と中期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション（ストック・オプションBプラン）の2種類とする。Aプランについては、各役員が在位する役職に応じて一定数の新株予約権を付与し、Bプランについては各役員の貢献度の評価を行い、在位する役職に応じた一定の範囲内で、いずれも毎年一定の時期に付与するものとする。

2. 基本報酬、業績連動報酬、非金銭報酬等の額の割合

当社の取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略・事業環境、職責および中長期的なインセンティブ等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を参考に、適切に設定する。なお、業績連動報酬の額とストック・オプションBプランの付与数は、業績および個人評価に応じて変動し、年度によっては全く支給しないこともあり得る。

3. 取締役の個人別の報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬その他報酬に関する事項については、代表取締役社長が報酬案を作成の上、社外取締役、代表取締役会長および代表取締役社長で構成される指名・報酬委員会にて、各委員の合議の上決定することとする。なお、ストック・オプションについては、同様の手続きでの指名・報酬委員会における決定に加えて、取締役会で発行の決議を行う。

以上

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、個人別の報酬その他報酬に関する事項について、代表取締役社長大野龍隆氏が報酬案を作成の上、社外取締役中野庸一氏、社外取締役清水新氏、社外取締役栖閑智晴氏、代表取締役会長西本甲介氏および代表取締役社長大野龍隆氏で構成される指名・報酬委員会にて、各委員の合議の上決定いたしました。個人別の報酬その他報酬に関する事項の決定権限を指名・報酬委員会に委任した理由は、報酬の決定についての透明性および説明責任を強化するためです。なお、ストック・オプションについては、発行の都度、指名・報酬委員会にて付与数等を審議・決定の上、取締役会にて決議しております。

⑦役員報酬返還に関する事項

当社は、取締役役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該役員の報酬（受益権含）を没収または返還請求する旨（マルス/クローバック条項）を定めています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に、重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
<p>中野 庸一 (社外取締役)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。 また、当事業年度開催の指名・報酬委員会9回のうち9回に委員として出席し、客観的・中立的な立場から、取締役の評価・報酬の決定および選解任や代表取締役の後継者計画等についての審議に関与し、適切な監督を行っております。 ・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
<p>清水 新 (社外取締役)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。 また、当事業年度開催の指名・報酬委員会9回のうち9回に委員として出席し、客観的・中立的な立場から、取締役の評価・報酬の決定および選解任や代表取締役の後継者計画等についての審議に関与し、適切な監督を行っております。 ・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。

氏 名	主 な 活 動 状 況
栖 関 智 晴 (社外取締役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき積極的に意見を述べ助言を行っており、独立した立場から当社グループ経営を監督しております。 また、当事業年度開催の指名・報酬委員会9回のうち9回に委員として出席し、客観的・中立的な立場から、取締役の評価・報酬の決定および選解任や代表取締役の後継者計画等についての審議に関与し、適切な監督を行っております。 ・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
野 末 寿 一 (社外監査役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会27回のうち26回に出席し、主に弁護士としての専門の見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。 ・監査役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
青 野 奈 々 子 (社外監査役)	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会27回のうち27回に出席し、主に公認会計士としての専門の見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。 ・監査役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第29条第2項および同第39条第2項に、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区 分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1千万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
社外監査役	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用等（法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する訴訟を除く）を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および会社法上の当社子会社の過去、現在または将来における取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員（適用される法域においてこれらに準ずる地位に対応すると解される個人を含みます。）ならびに管理監督および指揮命令を行う従業員（常勤、非常勤および季節的な従業員を含みます。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬 | 59百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 99百万円 |

なお、当社の主要な海外子会社は、Deloitte Touche Tohmatsuの監査を受けております。

- (注) 1. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額の合計であります。
2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬の見積りの算定根拠等を確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき相当と判断し、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、2015年5月14日開催の取締役会で、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役会、グループ本社役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。
- ② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ミスミグループ本社およびその子会社（以下総称して「ミスミグループ」と呼ぶ）の法令遵守、環境、情報、輸出管理、自然災害等のリスクに対しては、各種規程・社内ルール・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。
 - ・ミスミグループに不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役に報告する。
- ③ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ミスミグループの経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催のグループ本社役員会にてその進捗確認を行う。
 - ・進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会またはグループ本社役員会等で討議する。
 - ・毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言および指導を行う。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ミスミグループの役職員は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令および定款に適合することを確保する。
 - ・職務権限規程等のミスミグループの意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制をとる。
 - ・法令や規程・社内ルールに対する違反、および違反の疑いがある行為の早期発見のために、ミスミグループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ミスミグループ本社は、各子会社の業績および業務の執行状況について、月1回、子会社に報告させる。
 - ・ミスミグループ本社は、グループ本社役員会で各子会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各子会社の業務の適正性を確保する。
 - ・内部監査部門は、各子会社に対して定期的に業務監査を実施する。
 - ・反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。

- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・ 監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。
 - ・ 監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指示に従って業務を遂行する。
- ⑦ 当社の監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役は取締役会、グループ本社役員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は、ミスミグループに著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。
 - ・ ミスミグループの役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、これに応じて適切に報告を行う。
 - ・ 監査役は会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。
 - ・ 内部通報制度の担当部署は、ミスミグループの内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。
 - ・ 監査役へ報告を行ったミスミグループの役職員への不利益な取扱いの防止を保証する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役の職務の執行について生じる費用等につき、毎年一定額の予算を設ける。また、その他監査役の職務の執行について必要な費用については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは費用精算を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」を定め、業務の適正を確保する体制を整備しています。当該基本方針は、社内外の環境変化等の必要性に応じて見直しており、上記のとおり、2015年5月14日開催の取締役会において、会社法改正を反映した改訂を決議しています。

当社は、「内部統制システムの基本方針」の当事業年度の運用状況について評価を行い、内部統制システムは適正に運用されており重大な不備はないことを確認しました。

当事業年度における、内部統制システムに関する主な取り組みは、以下のとおりであります。

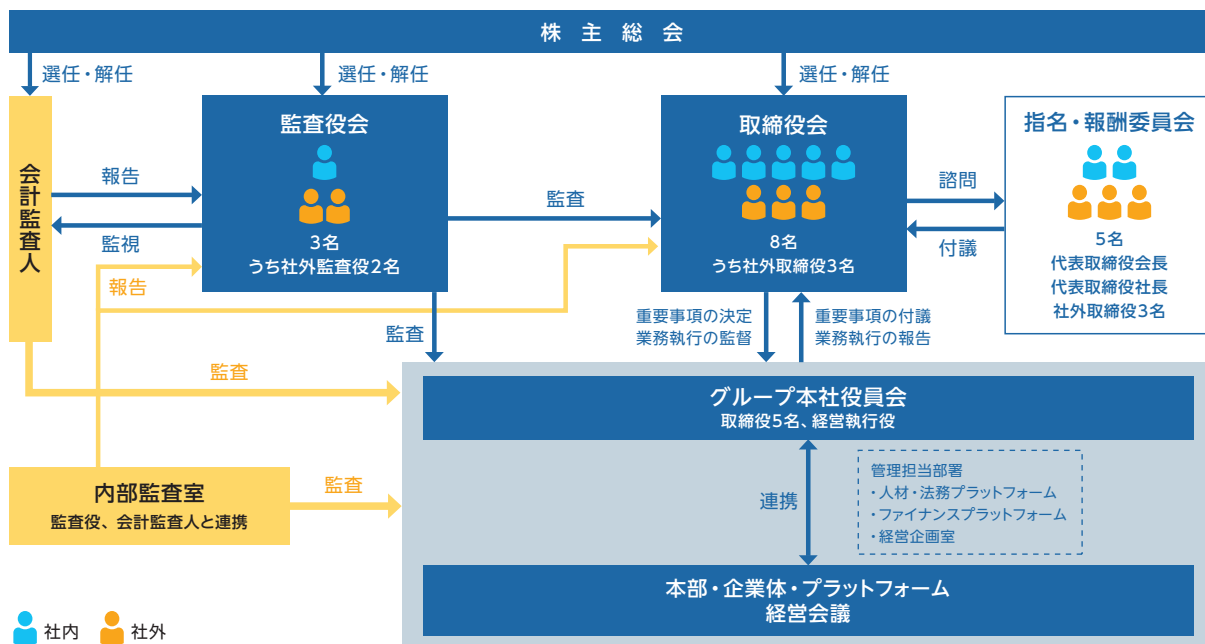
- ・ 当社は、取締役会を14回開催しました。取締役会およびグループ本社役員会は、グループとしての重要な意思決定を行うとともに、本部・企業体・プラットフォーム・子会社の執行状況の確認・監督指導等の役割機能を適切に果たしています。
- ・ 当社グループの主要拠点において事業遂行・情報・財務・人事労務・法務等の総合的なリスク評価を定期的実施し、その結果を取締役に報告しています。重要なリスクに対しては、主管部門を明確にし、対応策を実施しています。重要なリスクへの対応の一つとして、災害等の発生時の事業継続計画（BCP）を策定しております。
- ・ 当社グループの重要拠点において、コンプライアンス研修や法務研修を実施し、それらの研修を通じてミスミグループ行動規範や法令遵守の周知徹底を図っています。
- ・ 当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、適切に運用しています。

- ・ 監査役および監査役会の体制整備や連携については、社外取締役を含む取締役との面談機会の充実や当社グループの管理部門との連携に加え、専任の子会社監査役体制など、監査環境の整備が図られています。また監査役補佐体制は安定的に運営されています。
- ・ 内部監査部門が取締役会および監査役会に対して適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役の連携を確保しています。また、取締役会は、全社的な内部統制やリスク管理体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督しています。

(ご参考)

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会、グループ本社役員会及び監査役会により、業務執行の監督と監査を行っています。



(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

※本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	282,623	流動負債	48,942
現金及び預金	119,558	支払手形及び買掛金	22,434
受取手形及び売掛金	76,359	リース債務	2,163
商品及び製品	62,750	未払金	8,909
仕掛品	4,457	未払法人税等	4,276
原材料及び貯蔵品	10,182	賞与引当金	3,184
未収還付法人税等	2,473	役員賞与引当金	51
その他	7,276	事務所移転費用引当金	608
貸倒引当金	△436	その他	7,312
		固定負債	15,291
固定資産	95,835	リース債務	5,521
有形固定資産	48,405	繰延税金負債	798
建物及び構築物	14,604	退職給付に係る負債	7,025
機械装置及び運搬具	15,666	その他	1,946
土地	3,898	負債合計	64,234
使用権資産	6,424	(純資産の部)	
建設仮勘定	5,039	株主資本	283,706
その他	2,771	資本金	13,936
無形固定資産	35,021	資本剰余金	24,292
ソフトウェア	28,125	利益剰余金	245,557
その他	6,896	自己株式	△80
投資その他の資産	12,408	その他の包括利益累計額	27,580
投資有価証券	6	為替換算調整勘定	27,508
繰延税金資産	6,891	退職給付に係る調整累計額	71
その他	5,907	新株予約権	1,989
貸倒引当金	△397	非支配株主持分	948
資産合計	378,458	純資産合計	314,224
		負債・純資産合計	378,458

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		373,151
売上原価		202,073
売上総利益		171,078
販売費及び一般管理費		124,463
営業利益		46,615
営業外収益		
受取利息	1,357	
持分法による投資利益	43	
補助金収入	461	
雑収入	420	2,283
営業外費用		
支払利息	160	
為替差損	557	
雑損失	341	1,059
経常利益		47,838
特別損失		
減損損失	44	
新型コロナウイルス感染症による損失	90	
事務所移転費用	1,170	1,305
税金等調整前当期純利益		46,533
法人税、住民税及び事業税	12,509	
法人税等調整額	△383	12,126
当期純利益		34,406
非支配株主に帰属する当期純利益		124
親会社株主に帰属する当期純利益		34,282

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年4月1日残高	13,664	24,020	220,519	△79	258,125
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	272	272	－	－	544
剰余金の配当	－	－	△9,244	－	△9,244
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	34,282	－	34,282
自己株式の取得	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	272	272	25,037	△0	25,581
2023年3月31日残高	13,936	24,292	245,557	△80	283,706

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2022年4月1日残高	36	19,063	△0	19,100	1,937	797	279,959
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	－	－	－	－	－	－	544
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△9,244
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	34,282
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△36	8,444	72	8,479	51	150	8,682
連結会計年度中の変動額合計	△36	8,444	72	8,479	51	150	34,264
2023年3月31日残高	－	27,508	71	27,580	1,989	948	314,224

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	70,609	流動負債	38,655
現金及び預金	43,358	未払金	6,822
未収入金	7,992	関係会社預り金	30,980
関係会社預け金	16,970	未払法人税等	157
その他	2,287	賞与引当金	190
		役員賞与引当金	51
		事務所移転費用引当金	128
		その他	325
		固定負債	913
		退職給付引当金	881
		その他	31
		負債合計	39,568
固定資産	35,063	(純資産の部)	
投資その他の資産	35,063	株主資本	64,114
関係会社株式	32,320	資本金	13,936
関係会社長期貸付金	1,431	資本剰余金	21,192
繰延税金資産	1,212	資本準備金	20,635
その他	100	その他資本剰余金	557
		利益剰余金	29,067
		利益準備金	402
		その他利益剰余金	28,664
		別途積立金	27,400
		繰越利益剰余金	1,264
		自己株式	△81
		新株予約権	1,989
		純資産合計	66,104
資産合計	105,672	負債・純資産合計	105,672

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		22,123
営業費用		12,661
営業利益		9,461
営業外収益		
受取利息	417	
受取手数料	189	
雑収入	0	607
営業外費用		
支払利息	387	
雑損失	0	388
経常利益		9,680
特別損失		
事務所移転費用	214	214
税引前当期純利益		9,466
法人税、住民税及び事業税	△102	
法人税等調整額	193	90
当期純利益		9,375

株主株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
2022年4月1日残高	13,664	20,363	557	20,920	402	27,400	1,133	28,936
事業年度中の変動額								
新株の発行	272	272	—	272	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△9,244	△9,244
当期純利益	—	—	—	—	—	—	9,375	9,375
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	272	272	—	272	—	—	131	131
2023年3月31日残高	13,936	20,635	557	21,192	402	27,400	1,264	29,067

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2022年4月1日残高	△81	63,439	1,937	65,377
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	544	—	544
剰余金の配当	—	△9,244	—	△9,244
当期純利益	—	9,375	—	9,375
自己株式の取得	△0	△0	—	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	51	51
事業年度中の変動額合計	△0	674	51	726
2023年3月31日残高	△81	64,114	1,989	66,104

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 淳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月26日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社 ミスミグループ本社 監査役会
常勤監査役 和田高明 ㊟
社外監査役 野末寿一 ㊟
社外監査役 青野奈々子 ㊟

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社 ミスミグループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 下 淳

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換を通じて情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役や使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の実態を調査すると共に各社の取締役及び使用人等から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会で定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に基づき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について説明を求め、また内部監査部門より定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社ミスミグループ本社 監査役会

常勤監査役 和田 高明 ㊟

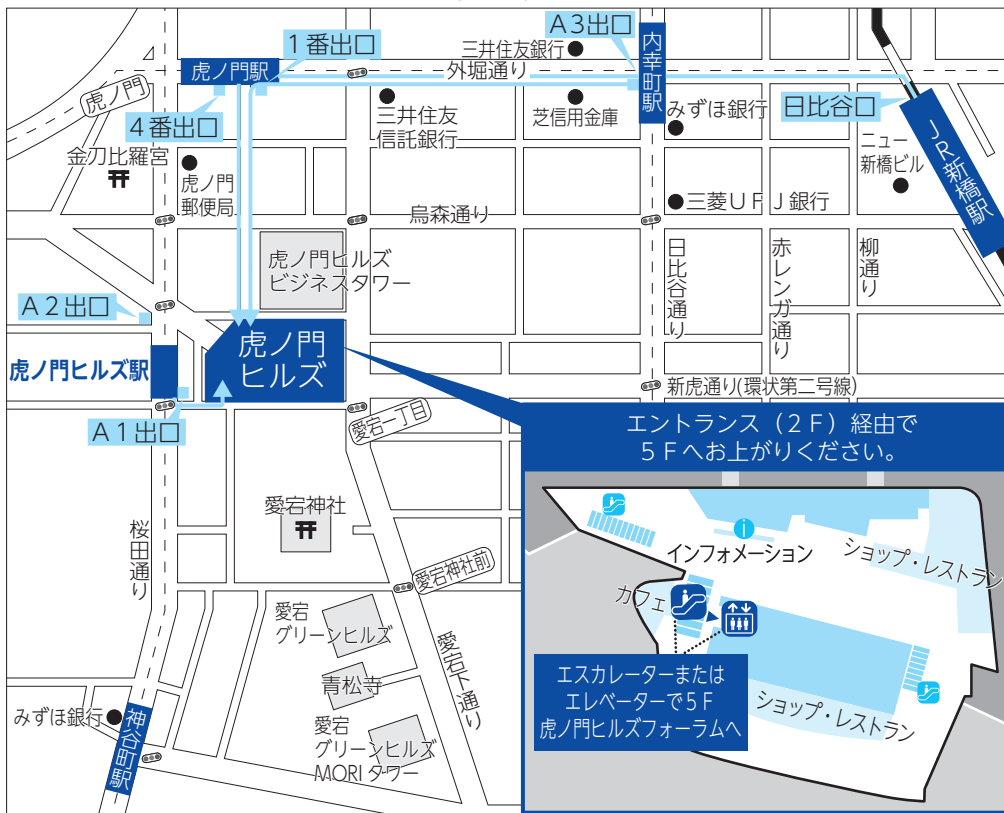
社外監査役 野末 寿一 ㊟

社外監査役 青野 奈々子 ㊟

以上

ご案内図

東京都港区虎ノ門1丁目23番3号
 虎ノ門ヒルズ森タワー5階 虎ノ門ヒルズフォーラム
 TEL. 03 (6406) 6226 代表



エントランス (2 F) 経由で
5 Fへお上がりください。

エスカレーターまたは
エレベーターで5 F
虎ノ門ヒルズフォーラムへ

※駐車場のご用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

最寄りの各駅

- 東京メトロ日比谷線 <虎ノ門ヒルズ駅> … A1・A2出口より徒歩3分
- 東京メトロ銀座線 <虎ノ門駅> ……………… 1番出口より徒歩5分
4番出口より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線 <内幸町駅> ……………… A3出口より徒歩8分
- J R山手線・京浜東北線・東海道線
横須賀線 <新橋駅> ……………… 日比谷口出口より徒歩13分

※受付開始は、午後1時を予定しております。